

| No | 資料名称                 | ページ      | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名             | 質問                                                                                                                 | 回答                                                                                                                      |
|----|----------------------|----------|-----|-----|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 実施方針(案)              | 3～4      | 第2  | 8、9 | －   | 事業期間、事業実施スケジュール | 本事業は設計施工等契約の締結日から令和17年3月末までを事業期間とし、複数年度にわたり整備が予定されています。物価変動調整は各年度、各工期、各出来高支払時点等において複数回実施する想定か、ご教示いただきたい。           | 入札公告時に公表する入札説明書等において提示します。                                                                                              |
|    | 別紙2 リスク分担表(案)        | 3        | －   | －   | －   | (※3)            |                                                                                                                    |                                                                                                                         |
| 2  | 実施方針(案)              | 18～20、23 | 第4  | 2   | (1) | 基本的考え方          | 円滑な事業推進及び適正なリスク分担の観点から、モニタリング及び協議における市の確認・協議に要する期間が工程に影響する場合や、市の確認・判断の遅延等に起因して工程遅延又は費用増加が生じた場合の取扱いについても、明確化いただきたい。 | 市の確認や判断の遅延等に起因して工程遅延や費用増加が生じた場合の取扱いにつきましては、原因が市側にあることが客観的かつ明確である場合、当然その責任に応じた対応となりますため、別途規定等による明確化は予定しておりません。           |
| 3  | 要求水準書(市営住宅整備編)(案)    | 10       | 第3  | 2   | －   | 工区設定に関する条件      | 入札時に提案した配置計画、工区設定、主要動線計画、外構計画等の提案評価の対象となる事項については、法令改正や関係機関との協議結果、地中埋設物等の予見が困難な事由による場合を除き、提案内容が維持されるようご配慮いただきたい。    | 当該提案内容が審査委員会による総合評価において加点評価対象となっている場合にはご理解のとおりですが、加点評価対象とはなっていない場合には、本市との設計変更協議となる場合があります。詳細は入札公告時に公表する入札説明書等において提示します。 |
|    | 要求水準書(市営住宅整備編)(案)    | 13       | 第3  | 7   | －   | 業務実施体制に関する条件    |                                                                                                                    |                                                                                                                         |
| 4  | 別添資料4 既存住宅等関連図(参考図)  | －        | －   | －   | －   | 既存住宅等関連図(参考図)   | 既存図について、平面詳細図や部分詳細図がお見受けできませんでした。追加で提供いただけないでしょうか。                                                                 | 追加のデータの配布等による提供は行いませんが、市の窓口にて常時閲覧が可能です。閲覧希望の場合は、市担当窓口へ事前連絡のうえ、窓口閲覧を実施してください。                                            |
| 5  | 要求水準書(入居者移転支援業務編)(案) | 25       | 第4  | 4   | (1) | 解体撤去の対象         | 入札前に既存建物の現地内覧会を実施いただきたい。                                                                                           | 現地確認(内覧会等)については、入札公告日以降で実施する予定です。具体的な日程や参加手続き等については、入札説明書等において提示します。                                                    |